

岩手県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成22年岩手県告示第415号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、大船渡市、奥州市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡普代村
- 2 実施した期間 平成22年5月17日から平成23年3月18日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）